

資源開発と責任ある融資 過去の事例に学ぶ

国際環境NGO FoE Japan
開発金融と環境プログラム
神崎尚美



発表の内容

1. FoE Japan 開発金融と環境プログラムの取り組み
2. 金融機関の融資審査における環境・社会配慮
3. 事例 フィリピン・サンロケ多目的ダム
4. 事例 ロシア・サハリン 石油・天然ガス開発
5. 責任ある融資をめざして...



FoE Japan 開発金融と環境プログラムの取り組み

活動の目的

日本の投融資で行われる開発の環境社会問題を解決・改善すること(問題を引き起こさない仕組みづくり、引き起こされた問題の改善)

活動の2本の柱

- 日本の投融資による開発プロジェクトモニタリング

サハリン、サンロケダム、スリランカ道路など

- 金融機関の環境社会配慮政策への提言活動

国際協力銀行、国際金融公社、OECD共通アプローチなど



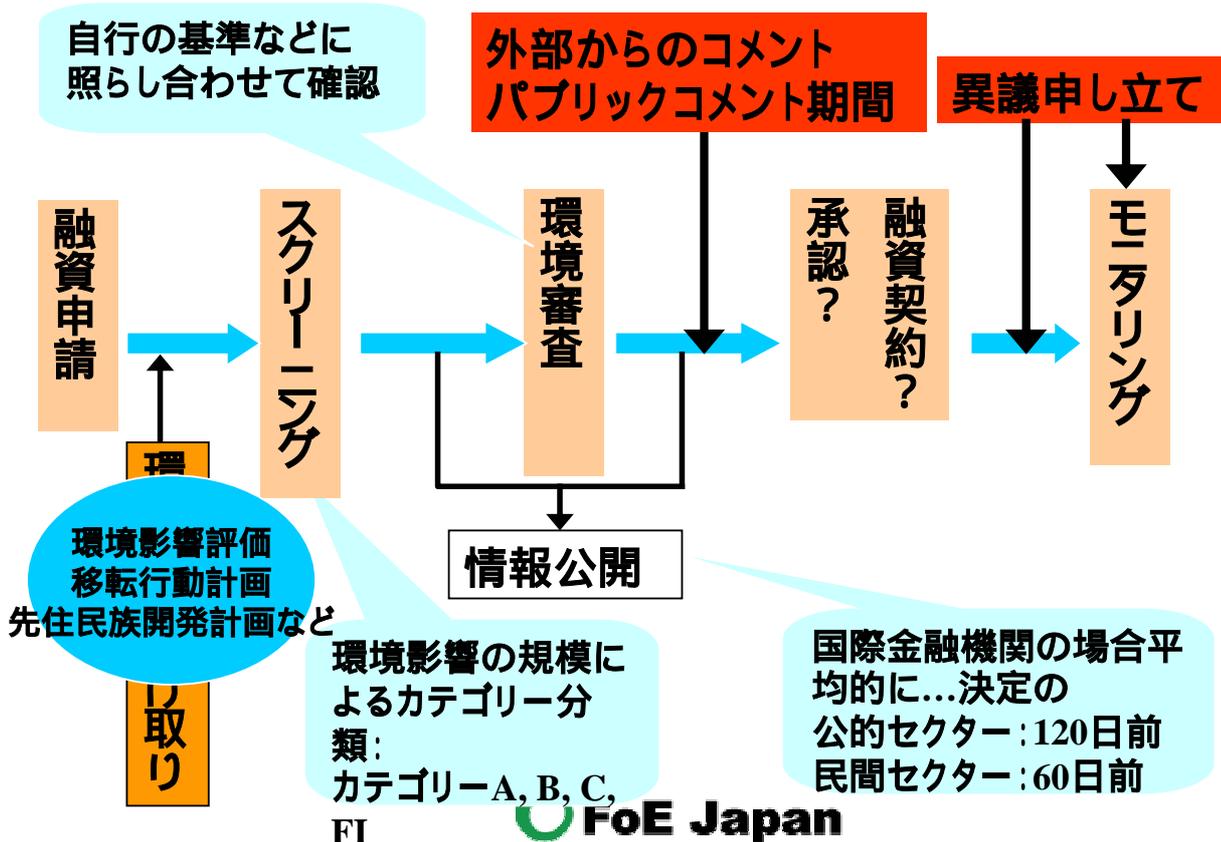
2. 金融機関の融資審査における 環境・社会配慮



金融機関における環境・社会配慮の広がり



金融機関の環境・社会配慮プロセス



金融機関の環境社会配慮基準の事例

● 国際金融機関の環境社会配慮基準

- ・ 機関ごとに基準を策定、改定している
- ・ これまで世界銀行が高い基準をリード
他行の基準引き上げに貢献



世界銀行(国際金融公社(IFC))

世界銀行グループのひとつ。民間セクター支援

●セーフガードポリシー

(環境アセスメント、自然生態系、森林、先住民族、非自発的移転など合計10のポリシー)

●2006年:

セーフガードポリシーを改定し、パフォーマンススタンダード、ガイダンスノートを策定

新しいエクエーター原則のもと



欧州復興開発銀行(EBRD)

中央ヨーロッパや中央アジアにおいて、民間セクターへの支援を通じて市場経済や民主主義の構築を目指す機関

●環境ポリシー(Environmental Policy)

1996年に策定、現ポリシーは2003年7月に改定されたもの

- 生物多様性資源の持続可能な利用や管理の予防アプローチ (precautionary approach) を支持する。
- 情報公開や協議については、1)透明性、2)ステークホルダーへの説明責任義務の遵守 3)聞く意志とコメントの受容力 4)義務を実行するためのビジネスアプローチの保護の4原則を促進する。
- 事業の融資を通じて関連のある原則や国際環境法の規則を実行を積極的に要求する。この原則や規則には、条約、協定、多国間・地域間・二カ国間協定、また拘束力のないものも含む。

●環境局には約25人の職員が在籍。多分野(紙パルプ,木材,石油ガス,環境一般,生物多様性,法務等)の専門家で構成



国際協力銀行(JBIC)

旧輸出入銀行と旧海外経済協力基金が統合し1999年に設立。円借款業務を扱う海外経済協力業務と、本邦企業の海外進出を支援する国際金融等業務のふたつの役割を持つ。

●環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

2002年10月以降部分施行、2003年10月以降完全施行

施行後5年以内に包括的検討を行い、必要に応じて改定

- 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等の遵守。
- 早期段階から、調査・検討を行い、これらが回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクトに反映
- 回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う
- それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない

●旧海外経済協力基金、旧日本輸出入銀行、それぞれのガイドラインを統合に伴って統一



輸出信用機関の配慮のしくみ

- G8ケルンサミットでの共同宣言(1999年)
「輸出信用機関共通の基準を作成すること」
- OECDにおける共通の環境ガイドライン策定の動き
「**共通アプローチに関するOECD勧告**」
2001年完成、2003年改定、そして現在改定中

OECDでは、非加盟国の機関をどうするかが課題
民間保険会社による輸出信用保険の基準は？



資源開発における金融機関の役割

国際協力銀行(ホームページより抜粋)

資源開発には資源の埋蔵量リスクや価格変動リスクがともなうため、事業を軌道に乗せるのは容易ではありません。このため、日本企業による資源開発には国際協力銀行のような機関による公的支援が必要です。

国際協力銀行は、我が国企業による長期取引契約に基づく資源輸入や、自ら権益を取得して資源開発を行う場合、さらには資源開発に携わる我が国企業の競争力が強化される場合あるいは資源確保と不可分一体となったインフラ整備など、我が国の資源確保に間接的または将来的に寄与する場合に、輸入金融や投資金融により積極的な支援を行っています。



政府系金融機関の改革後も...

政策金融改革に係る制度設計(案) (平成18年6月27日)

3. 業務の在り方

(1) 承継される業務

国際協力銀行の業務(重要資源の海外における開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持・向上、国際金融秩序の混乱への対処のためのものに限定)



日本貿易保険(NEXI)

中期目標(平成17年3月1日平成18年3月28日変更)

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

エ) 資源・エネルギーの安定供給確保に向けた取組の強化

世界規模の需要の増加等を主因として、原材料資源やエネルギーの価格が国際的に上昇し、将来的な需給逼迫の懸念も見込まれる中で、中長期的な安定供給確保策の強化が課題となっている。このため、日本貿易保険は、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組を支援するためにも、商品性の改善や引受リスクの拡大に努めること。



事例 フィリピン・サンロケ多目的ダム



プロジェクト概要と経緯

- 場所:ルソン島パンガシナン州・ベンゲット州 アグ川上流
- 目的:水力発電、灌漑、治水対策、水質改善
- 規模:発電容量 345MW、貯水量8億5千万m³
堤高190m 堤長1.13km
- 事業者:サンロケパワー社(出資は丸紅(42.45%、
サイス・エナジー(50.05%)、関西電力(7.5%))
- 総事業費:11.91億ドル(約1,200億円)



経緯

- 1998.2 工事着工
- 1998.10 旧日本輸出入銀行から発電部門に民間金融機関との協調融資で約5億ドル
調査が不十分だったため融資一時凍結
- 1999.9 ダム部門へ4億ドルの追加融資が決定
- 2002.8 貯水開始
- 2003.5 商業運転開始
- 2005.1 JBIC、事業者への貸付終了
- 日本政府はサンロケ灌漑部門(アグノ川統合灌漑プロジェクト)へのODAによる融資を検討中



ダム建設地上流に住む先住民族の懸念

- **先住民族の合意の欠如と先住民族権利法への違反**
ダム上流域のイトゴン町ダルピリップ村に暮らす先住イバロイ民族は、川沿いの村が土砂に埋まってしまうことを1995年当初から懸念。先住民族権利法では「自由な選択権をもち、十分な情報を与えられた上で、事前に」合意することをプロジェクト実施の条件としている。

- **自治体の合意の欠如**

イトゴン町は、建設工事がすでに始まってしまい、事業を止めることは不可能だろうと考えたため、1999年1月、「17つの条件」を提示しプロジェクトに合意した。しかし、2000年9月、イトゴン町評議会は事業者がこの条件を満たしていないことを理由に、プロジェクトの承認を撤回する決議を行なった。この決議は一度、町長により拒否権が発動されたが、翌2001年1月、評議会は再度その承認の撤回決議を行なっている。また、同町評議会は2002年1月にも、17つの条件の遵守状況について評価を行ない、依然として条件が満たされていない状況を明らかにし、事業者に条件を遵守するよう求めている。



建設地とその下流域の人々への影響

立ち退き781世帯 + 生計手段を失った人々

- **砂金採取の喪失とその補償・代替の生計手段の欠如**

当初砂金採取者への補償措置については考慮されていなかった。事業者は2001年、砂金採取を補償対象とし、生活再建プロジェクトを提供することを決めたが、対象者は最小限の砂金採取者に限定、また、有効かつ持続性を備えた生活再建プロジェクトは提供されていない。

- **生活再建計画の不備**

生活再建計画の有効性および持続性に疑問をもつ住民は多く、事業者の生活再建プロジェクトへの参加自体を拒否している住民も多くいる。再定住地に移転したが、生活ができないため、ここを去った人もいる。



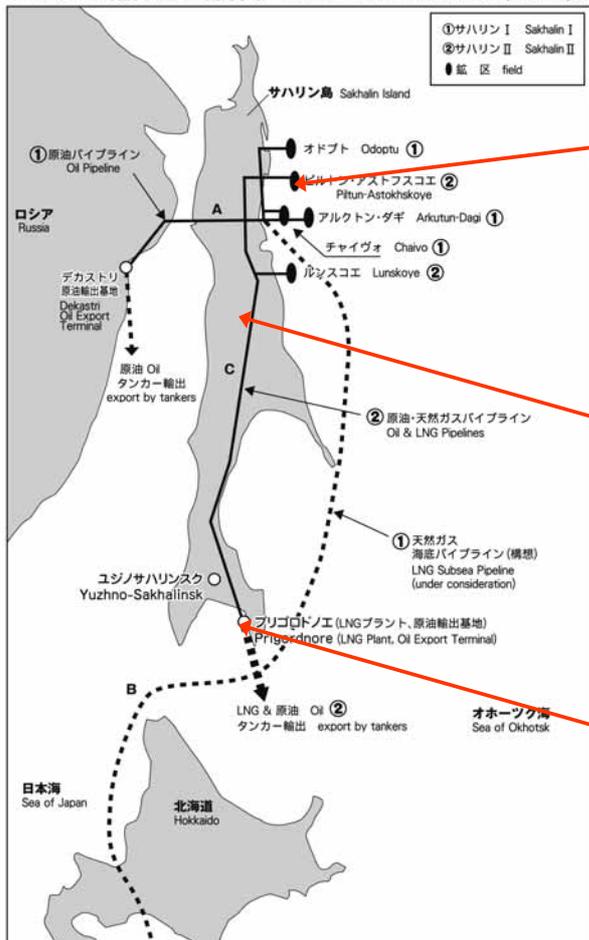
事例 ロシア・サハリン 石油ガス



プロジェクト概要と経緯

- 場所: ロシア・サハリン州
- 目的: 石油・ガス開発と輸送設備
- 第一期工事: 北東部に石油掘削設備を設置
第二期工事: 掘削設備の2基増設、海底パイプライン、陸上パイプライン(800km)、石油輸出ターミナル、液化ガス処理施設
- 事業者: サハリンエナジー社(ロイヤル・ダッチ・シェル(55%)、三井物産(25%)、三菱商事(20%))
- 総事業費: 当初100億ドル(約1兆円)、05年7月事業費の倍増を発表した(約2兆円)





経緯

1994. 6 生産分与協定締結

1997.12 旧輸出入銀行、第一期工事に1億1600万
ドル融資を決定(欧州復興開発銀行、海外民間
投資公社(OPIC)も同額)

2003. 5 第2期工事事業化宣言

露政府、第2期工事の事業承認

国際協力銀行への融資要請

スプロムの参入が報道

事業費倍増と生産開始時期の延期

2006.8 パイプライン工事一部中止

2006.9 天然資源省、事業承認取消を決定

2004.10 ガ

2005.7 SEIC、

を発表

工事ほぼ完了。天然資源省の調査は現在も続く。

生態系の破壊と野生生物

多くの生物の繁殖、生息地

オオワシ

- * 世界最大級のワシ
- * 知床半島などに2000羽越冬
- * 天然記念物・日露渡り鳥条約指定種

ハマシギ固有亜種

- * ロシア政府により絶滅危惧亜種に指定。
- * 2002年の時点で、総個体数は900羽。現在はさらに減っている。

ニシコククジラ

- * 生息数: 約100頭以下
- * IUCN、水産庁、日本哺乳類学会で絶滅危惧種として指定



 **FoE Japan**

油流出事故が漁業や地域社会に及ぼす影響

- * 第二期工事完了後、石油タンカーは4日に一回、LNGタンカーは2日に一回航行（年間239回）
- * 宗谷海峡は岩、濃霧、海流航行困難な箇所がある
- * 流水期の油流出事故の対策は確立されていない

もし油流出が起きれば...

漁業被害、地域社会への影響(北海道・サリシ)

現在



- * SEICは、自社の施設からの油流出時の対応計画を作成。第二期工事の油流出対応計画は未公表。

 **FoE Japan**

パイプライン建設による河川への影響

- * パイプラインの敷設方法 (1,100の河川横断)
- * 油流出事故(活断層を横断)
- * サケの遡上・産卵する河川への土砂流入による河川生態系への影響

現在

* 土砂流入防止対策の実施の不備が指摘(2005年5月に指摘され、SEICは12月より独立コンサルによるモニタリングを開始したが、現在も指摘が後を絶たない)

先住民族や住民への影響

- * サハリン/北海道の漁業への影響
- * 地元住民への恩恵をもたらしていない
- * 先住民族の権利の侵害

現在

* サハリン州議会による宣言(06年5月。環境社会への影響が多い一方、州へのガス分配がないなど利益をもたらしていないことを指摘し、政府機関や大統領に対応を求めた宣言)

 **FoE Japan**

露天然資源省が指摘する環境問題の例

- ・ 掘削施設「モリックパック」から規定値を越す油分を含む排水が投棄されている
- ・ ピルトゥン・アストフスコエとルンスコエ両鉱区において、水質汚染防止のために実施すべき油井の排出口からの排水汚染調査を行っていない
- ・ 違法な森林伐採を行っている
- ・ パイプラインのアクセス道路の建設に伴う違反 (侵食対策の不備、河川支流への地滑り、土石流、がけ崩れ、道路の違法建設、土砂違法投棄)
- ・ パイプラインルートや一時的な建設用道路が水流を交差する際の違反 (排水溝の不備、土砂を川底に沈殿させた違反、護岸工事における違反)
- ・ 土壌の集積場建設に関する違反 など

 **FoE Japan**

ふたつの事例からの教訓

- 「開発ホスト国の法律に則って・・・」の落とし穴。「承認、許認可を得た」という事実が最優先されることの問題。
- プロジェクトの早期段階から懸念を挙げていたにも関わらず、事業者・融資機関とも早期に抜本的な対応を取らなかった(取れなかった)ことの問題。
- 環境関連費用を低く見積もっていた可能性
- 建設工事が進めながら、同時に環境社会に関する情報収集や対策を検討することで、影響の「回避」「最小化」が不可能な状態に...
- 環境アセスメントや行動計画に書かれている対策が適切に実施されていないことの問題。



責任ある融資を目指して...

- 企業の環境・社会配慮の実行を支援
 - 情報公開、地元住民の意思決定やモニタリングへの参加、プロセスの透明性、環境関連費用の適切な評価など
 - 人権の尊重、先住民族や地元住民の資源へのアクセス権、管理権を確立
 - ダブルスタンダードの回避
 - 必要性の検討、代替案の検討
 - 法の遵守、許認可の取得、国際条約、協定への遵守は最低限必要。しかし遵守の方法や許認可取得プロセスに問題はないかどうか。



責任ある融資を目指して...

- **情報収集**

情報は、事業者、あるいは雇用したコンサルタントから提供されたものだけに偏らず、特に地元住民やNGOから出された意見に耳を傾け対応へ

- **政策、ガイドラインなどに書かれている基準を実施する実行力**

融資機関自ら、環境社会配慮における透明性を確保し、情報公開、説明責任を果たす必要



ありがとうございました

連絡先: kankan@foejapan.org

